

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和3年4月23日（令和3年（行個）諮問第61号）

答申日：令和3年9月2日（令和3年度（行個）答申第63号）

事件名：特定日時に撮影された本人の画像で調べた内容が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月日時頃陸上自衛隊特定駐屯地外でカメラを持ってただけで小銃を持った隊員1名が駐屯地外へ出て来て取り調べられた。もう1名の別の隊員が駐屯地内でスマホで私の画像を数枚撮りました。私の画像で何を調べたのか、その一切の開示を求める」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和2年12月1日付け防官文第18924号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、審査請求をする。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

特定年月日時頃陸上自衛隊特定駐屯地外で、カメラを持ってただけで小銃を持った隊員1名が駐屯地外へ出て来て私を取り調べた。駐屯地内に居たもう1名の隊員がスマートフォンで私を撮影した。開示請求を掛けたが資料不存在であるという理由から、「不開示決定」が出ました。しかし調べたのは特定駐屯地の資料室内の書棚と資料だけを調べたので、当時門番をしていたのは特定駐屯地の隊員とは限らず、その日特定駐屯地内で演習をしようとしていたらしいので、門番が撮影したとは限らず演習に参加した部隊など、当時居た部隊の全駐屯地の資料室の資料を全て調べて欲しい。

（2）意見書

ア 一般人に圧力を与える個人撮影や、駐屯地入口で門兵が小銃を持つ

ことを禁止にしていきたい。

小銃は一般人であれば銃刀法違反にあたり、一步間違えれば殺人に繋がります。自衛隊員が一般人を万が一殺害してもよいのでしょうか。門兵が小銃を持つことに疑問を感じます。

イ 駐屯地外に居る一般人に対し、自衛隊員がコソコソ撮影するのは、個人情報保護法の観点から、絶対やってはいけないし、特定年に撮影・監視・調査も特定高裁での判決で「一部違法」と判決が出て、当時の統括幹部が賠償になっています。

特定高裁の判決を無視した行為を未だ行っており、断じて許せません。私に対し特定高裁の判断に則って適切な謝罪文を追加で提出してください。お願い致します。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、本件対象保有個人情報記録されている行政文書の保有を確認することができなかつたため、法18条2項の規定に基づき、文書不存在による不開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

本件対象保有個人情報記録されている行政文書については、特定部隊で管理する事務室の書棚及び文書保管庫内を探索したが、本件対象保有個人情報記録されている行政文書の作成及び存在を確認することができなかつたため、文書不存在により不開示とした。また、本件審査請求を受け、念のため改めて行った探索においても、本件対象保有個人情報記録されている行政文書についてはその存在を確認できなかった。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記第2の2(1)のとおり主張し、文書の再探索を求めるが、本件対象保有個人情報記録されている行政文書の作成及び存在を確認することができなかつたため、上記2のとおり、文書不存在につき不開示としたものであり、本件審査請求を受けて念のため所要の探索を行ったが、再度の探索においても保有を確認できなかった。なお、特定年月日に特定駐屯地の警戒等にあっていたのは、特定駐屯地に所在する部隊に勤務する隊員であったことから、審査請求人の求める「演習に参加した部隊など、当時居た部隊の全駐屯地の資料室の資料を全て調べること」は要しない。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年4月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月26日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年6月25日 審議
- ⑤ 同年8月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報が記録されている行政文書の作成及び存在を確認することができなかつたため、文書不存在により不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の開示を求めているものと解されるところ、諮問庁は原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 本件対象保有個人情報の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、特定部隊に確認した上、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 審査請求人の主張する特定年月日に、陸上自衛隊特定駐屯地正門付近において、カメラにて駐屯地内を撮影している人物を確認したため、特定駐屯地の警戒等に当たっていた特定部隊の隊員（以下「警戒等隊員」という。）が声をかけたところ、当該人物が一旦立ち去った。その後、同じ人物が再度写真撮影をしていたことから、不審者の可能性があったため、別の警戒等隊員が、警衛所保管のカメラで撮影を行い、声をかけようとして近寄ったが、当該人物が立ち去ったという事案があった。

イ 上記アの事案については、警備事案に該当する事項ではないと判断したことから、その後、その場で当該カメラで撮影した画像を削除し、当該画像を用いた調査及び上級部隊への報告等を行わなかったことから、特定部隊において、当該事案に関する文書については作成又は取得していない。そのため、当該事案が審査請求人の主張する特定年月日時頃の事案かどうかは確認できず、また、他に本件文書であると特定できる文書についても保有していない。

(2) 検討

ア 上記(1)の諮問庁の説明について、特段不自然、不合理な点は認められず、審査請求人において、本件対象保有個人情報が存在すると

いう具体的な根拠に関する主張等はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

イ 上記第3の2の本件対象保有個人情報の探索の範囲等について、特段の問題があるものとは認められない。

ウ したがって、防衛省において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨